

報告第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成 21 年 5 月 29 日提出

市川市長 千葉 光行

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

市川市税条例等の一部を改正する条例（別紙）

理 由

地方税法等の一部を改正する法律等が平成21年4月1日から施行されること等に伴い、市民税等の課税事務についてもこれと同様の措置を講ずる必要があるため、市川市税条例等の一部を改正する条例について地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行うものである。

平成21年3月31日

市川市長 千葉 光 行

市川市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 31 日

市川市長 千葉 光 行

市川市条例第 15 号

市川市税条例等の一部を改正する条例

(市川市税条例の一部改正)

第 1 条 市川市税条例（昭和 29 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 38 条第 1 項中「若しくは第 2 項」を削る。

第 47 条の 2 第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項の特別徴収対象年金所得者」を「前項の特別徴収対象年金所得者」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 47 条の 3 中「(同条第 2 項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収する場合にあっては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。)」を削る。

第 47 条の 5 第 1 項中「(同条第 2 項の規定により当該年金所得に係る特別徴収税額に加算した所得割額がある場合にあっては、当該所得割額を控除した額)」を削り、同条第 2 項中「及び同条第 2 項」を削り、「同条第 3 項」を「同条第 2 項」に改め、同条第 3 項中「(同条第 2 項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収する場合にあっては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。)」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)」を「前条第 1 項」とあるのは「第 47 条の 5 第 1 項」に改める。

第54条第6項中「同項第2号」を「同項第1号」に改め、同条第7項中「第10条の2の9」を「第10条の2の10」に改める。

第56条中「第9号」の次に「、第9号の2」を加え、「公益社団法人若しくは公益財団法人、公的医療機関の開設者若しくは令第49条の10に規定する医療法人」を「医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康福祉機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会」に改める。

第58条の次に次の1条を加える。

第58条の2 法第348条第2項第11号の5の固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号に、家屋については第2号及び第3号に、償却資産については第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が社会医療法人の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を社会医療法人に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

- (1) 土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- (3) 直接救急医療等確保事業に係る業務の用に供し始めた時期
- (4) 償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途
- (5) 直接救急医療等確保事業に係る業務の用に供し始めた時期

第59条中「、第11号の4」を「から第11号の5まで」に改める。

附則第10条の2第4項中「同法第41条第1項の規定による地方公共団体の」を「令附則第12条第21項第2号に規定する」に改め、同条第7項

中「附則第7条第7項各号」を「附則第7条第8項各号」に改め、同条第8項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改める。

附則第10条の3を削る。

附則第11条の見出し中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出しを「(平成22年度又は平成23年度における土地の価格の特例)」に改め、同条第1項中「平成19年度分」を「平成22年度分」に、「平成20年度分」を「平成23年度分」に改め、同条第2項中「平成19年度適用土地」を「平成22年度適用土地」に、「平成19年度類似適用土地」を「平成22年度類似適用土地」に、「平成20年度分」を「平成23年度分」に改める。

附則第11条の3を削る。

附則第12条（見出しを含む。）中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

附則第12条の2を削る。

附則第13条（見出しを含む。）中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

附則第13条の3中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

附則第13条の4を削り、附則第13条の5を附則第13条の4とし、附則第13条の6を削る。

附則第15条の2第1項中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改め、同条第2項中「平成21年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

附則第16条の4第3項第2号中「第34条の7第1項前段」を「第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段」に改める。

附則第 17 条第 3 項第 2 号中「第 34 条の 7 第 1 項前段」を「第 34 条の 7 第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 17 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段」に改める。

附則第 17 条の 2 第 1 項及び第 2 項中「平成 21 年度」を「平成 26 年度」に改める。

附則第 18 条第 5 項第 2 号中「第 34 条の 7 第 1 項前段」を「第 34 条の 7 第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 18 条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段」に改める。

附則第 19 条第 2 項第 2 号中「第 34 条の 7 第 1 項前段」を「第 34 条の 7 第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 19 条第 1 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段」に改める。

附則第 20 条の 2 第 2 項第 2 号中「第 34 条の 7 第 1 項前段」を「第 34 条の 7 第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 20 条の 2 第 1 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段」に改める。

附則第 20 条の 4 第 2 項第 2 号中「第 34 条の 7 第 1 項前段」を「第 34 条の 7 第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 20 条の 4 第 1 項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段」に改め、同条第 5 項第 2 号中「第 34 条の 7 第 1 項前段」を「第 34 条の 7 第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 20 条の 4 第 3 項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段」に改める。

附則第 22 条の見出し中「平成 18 年度から平成 20 年度まで」を「平成 21 年度から平成 23 年度まで」に改め、同条中「地方税法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 7 号）附則第 15 条第 1 項」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 9 号）附則第 9 条第 1 項」に、「平成 18 年度から平成 20 年度まで」を「平成 21 年度から平成 23 年度まで」に改める。

第 2 条 市川市税条例の一部を次のように改正する。

附則第10条の2第8項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、同条第2項中「附則第7条第2項各号」を「附則第7条第3項各号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第2項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日、登記年月日及び当該家屋を居住の用に供した年月日
- (4) 当該年度の初日の属する年の1月31日を経過した後に申告書を提出する場合には、同日までに提出することができなかった理由

(市川市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 市川市税条例の一部を改正する条例（平成20年条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第1号中「次条第19項及び第20項」を「次条第17項及び第18項」に改め、同条第2号中「第13項」を「第11項」に改め、同条第3号中「次条第14項から第18項まで」を「次条第12項から第16項まで」に改める。

附則第2条第6項中「平成22年12月31日」を「平成23年12月31日」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の1.8」に改め、同項各号を削り、同条第9項中「(次項及び第12項において「源泉徴収選択口座内配当等」という。)」を削り、同条中第10項を削り、第11項を第

10項とし、第12項を削り、第13項を第11項とし、第14項を第12項とし、同条第15項中「平成22年12月31日」を「平成23年12月31日」に、「平成20年改正令附則第7条第11項」を「地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第152号）附則第7条第10項」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項の規定により読み替えて適用される新条例附則第19条第2項の規定により読み替えて適用される新条例第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の1.8」に改め、同項各号を削り、同項を同条第13項とし、同条第16項中「附則第2条第15項」を「附則第2条第13項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第17項中「第15項」を「第13項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第18項中「第15項」を「第13項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第19項を同条第17項とし、同条第20項中「平成22年12月31日」を「平成23年12月31日」に改め、同項を同条第18項とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条の規定及び次条第3項の規定 平成21年6月4日
- (2) 第1条中市川市税条例第54条第6項の改正規定 農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第 号）の施行の日

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の市川市税条例（次項において「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成21年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成20年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第10条の2第4項の規定は、平成21年4月1日以後に新築された同項に規定する貸家住宅に対して課すべき平成22年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に新築された第1条の規定による改正前の市川市税条例附則第10条の2第4項に規定する貸家住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の市川市税条例附則第10条の2第2項の規定は、平成21年6月4日以後に新築された同項に規定する住宅に対して課すべき平成22年度以後の年度分の固定資産税について適用する。